

後期高齢者医療保険料率改定のお知らせ

保険料率の改定

後期高齢者医療制度に加入されている方(以下「被保険者」)の医療給付費は、皆様に納めていただく後期高齢者医療保険料(約1割)のほか、若い世代が負担する後期高齢者支援金(約4割)や公費(約5割)で賄われています。

今回の見直しでは、被保険者の増加により医療費の増加が見込まれることや、医療保険制度改革(皆様を支えている若い世代の負担上昇を抑制するための高齢者負担割合の見直しや出産育児一時金の一部を支援する仕組みの導入等)の影響を踏まえ、保険料率が改定されました。

後期高齢者医療保険料率は次のとおりです。

令和4・5年度

年間保険料額
(賦課限度額 66万円) = 均等割額
(48,440円) + 所得割額
(基礎控除後の
総所得金額等×8.88%)

令和6・7年度

年間保険料額
(賦課限度額 80万円) = 均等割額
(56,400円) + 所得割額
(基礎控除後の
総所得金額等×11.60%)

※令和5年度末(令和6年3月31日)時点で75歳以上又は令和6年度末(令和7年3月31日)までに障害認定による被保険者である方の令和6年度の賦課限度額は、**73万円**です。
※「基礎控除後の総所得金額等」が58万円(年金収入211万円相当)以下の方の令和6年度の所得割率は、**10.18%**です。

詳しくは下記のお問い合わせ先及びホームページでの確認をお願いします。

《 お問い合わせ 》

沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課保険料グループ | 098-963-8012

▼ホームページ確認は
こちらの2次元コードを
ご活用ください



後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

8月1日から保険証が切り替わります

新しい被保険者証は7月末までに、簡易書留でお届けします。

被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

※令和5年度の保険料で未納がある方は有効期限の短い短期証を交付する場合があります。

★「マイナンバーカード」を保険証としてぜひお使いください!



◆限度額適用認定証について

過去に限度額適用認定証を取得したことがある方は、被保険者証と一緒に郵送しますのでご確認ください。

また、初めて申請する方は手続きが必要になりますので、被保険者証をご持参のうえ、健康保険課窓口で手続きしてください。

マイナンバーカードを保険証として利用すれば、事前の手続きなく、高額療養制度における限度額を超える支払いが免除されますので、ぜひご利用ください。

※代理人が申請を行う場合は、被保険者証及び代理人の身分証明書(運転免許証等)が必要です。

《 お問い合わせ | 健康保険課 後期高齢者医療担当 | 098-998-2210 》

国民健康保険税の納付が始まります!!

国民健康保険税は、皆さんがお医者さんにかかる際の医療費の補助などにあてられる大切な財源で、国保事業運営の柱となるものです。7月中旬頃に送られてくる納付書で納期限までに必ず納めましょう。

◆ 賦課限度額が2万円上がりました ◆

後期高齢者支援金分の賦課限度額が22万円から24万円に上がりました。

◆ 軽減判定所得基準が拡充されました ◆

世帯の所得が下記の基準以下の場合、均等割額及び平等割額が2割・5割・7割軽減されます。

◆ 保険税の納期 ◆

1期	2期	3期
7月31日(水)	9月2日(月)	9月30日(月)
4期	5期	6期
10月31日(木)	12月2日(月)	1月6日(月)
7期	8期	9期
1月31日(金)	2月28日(金)	3月31日(月)

低所得者 軽減割合	改正前	改正後
2割	世帯の所得が43万円+ (53万5千円×国保加入者数)以下	世帯の所得が43万円+ (54万5千円×国保加入者数)以下
5割	世帯の所得が43万円+ (29万×国保加入者数)以下	世帯の所得が43万円+ (29万5千円×国保加入者数)以下
7割	世帯の所得が43万円以下	

※一律で減額されるため、申請をしていただく必要はありません。

国民健康保険税 減免制度について

下記の要件に該当される方は減免される場合がありますのでご確認ください。
なお、減免申請には、災害の状況、最近の収入状況、失業等を証明できる書類が必要となります。

- ① 災害のため、住宅・家財が著しく被害を被ったり、農作物の減収があった場合
(損害額が10分の3以上で、かつ前年中の世帯合計所得が1,000万円以下)
- ② 失業、疾病、負傷等により著しく所得が減少し、納付が困難となった場合
(前年中所得と比較し今年中所得が10分の3以上減少しており、かつ前年中の世帯合計所得が600万円以下)

※ただし、前年中所得が450万円を超える場合は10分の4以上減少する場合に限る。

※減免申請については、納期限前7日までに申請をお願いします。(納期限が過ぎた場合、その納期分については、原則減免されません。)また、減免の対象は、現年度課税分(遡及課税分を除く)です。

非自発的失業による軽減制度もあります

解雇等により失業し、雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、条件を満たす場合、離職した日の翌日から翌年度末までの期間、前年の給与所得を30%として保険税を算定する制度です。軽減を受けるには届出が必要です。

- ① 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
- ② 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当される方。

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

【国保税の納付が困難な場合は、滞納のままにせず、健康保険課へご相談ください。】

《 お問い合わせ | 健康保険課 | TEL:098-998-2210 | FAX:098-998-2396 》